

## 研究ノート

# 阮朝初期ヴェトナムにおける水神祭祀について

—ヴェトナム北部を中心として—

高 津 茂

### はじめに

阮朝初期の祭祀制については『欽定大南会典事例』礼部<sup>(1)</sup>や『大南寔録』に表わされた記事からその祭祀を統ぶる過程の一端を、又『大南一統志』(以下『一統志』と略記する)<sup>(2)</sup> 各省祠廟誌などの地誌によって各祠廟の地理的位置や個々の祭祀内容の一端を知ることができよう。本稿においては、筆者は後者の地誌類より明らかにし得る祠廟の中で水神祭祀と思われる祠廟の幾つかに例をとり、阮朝初期における水神祭祀の意味を考察したい。もとより、史料中にその祠廟名やその祭祀内容等を窺い得るものは、すでに阮朝による祭祀があるか、あるいは御賜匾額を奉じられているか、さもなければ靈験あらたかな場合のみであろう<sup>(3)</sup>。また、祭祀による民衆教化や靈威をことさらに強調して地域的一体感を鼓舞した例は『粵甸幽靈集』<sup>(4)</sup>や『嶺南撫怪伝』<sup>(5)</sup>の中にも見出し得る。ヴェトナム陳朝・黎朝期の神話・伝承を基礎にした祭祀は、大概国家による靈威を利用した政策によって何らかの保証を得たものである<sup>(6)</sup>。このことは逆に、国家が利用するに足る程に民衆の尊崇奉祀があったことを意味している。本稿で扱う阮朝初期においては、国家により付与された靈威をも含めて重層化した信仰が民衆に押し付けられ、またその多くが受容されていたものと思う。それゆえ阮朝初期における水神祭祀の分布は、民衆の中における水神への在地的信仰の一端を表しているものと思う。

阮朝初期の祭祀はその祀られる重要性によって壇廟・群廟・群祠と区分され得よう、それゆえ、本稿でも壇・廟・祠に分けて論じたい。ま

た水神の概念も明確ではないが、本稿では海・江・川・河・雨等に関わる神を水神と考えたが、史料中に「水神」と記されているものもこれに含めた。また地名の表記については、煩を避けるため阮朝嗣徳期のものを用いたことを了承されたい。

### 1

阮朝初期における壇の中で水神信仰に直接関わりを持つ壇は祈風壇のみである<sup>(7)</sup>。同壇はヴェトナム南部の邊和省に位置している。『一統志』邊和省誌の同壇の項に、

祀南海玉鱗龍王・河伯・風伯・雨師・雷公・電母・海若馮夷・龍女・濱妃諸神。常年春秋首致祭

とあることから、そこでは単に風のみが祀られたのではなく、風を起こす原因と考えたであろう南海玉鱗龍王とそこに集ったと考えられた河伯・風伯・雨師・雷公電母・海若馮夷・龍女・濱妃といった諸神<sup>(8)</sup>が祀られていることが知られる。同壇は嘉隆年間(1802~1819)に建壇されているが、その祭神が極めて中国的な諸神であることにヴェトナム南部における靈神の特異な地域性を窺わせ、興味深い。このことは、黎末から阮初にかけて中国移民の南圻開発にとともに、同地の在地の靈神の加護と鎮撫をも併せ願って南圻における水神に関する唯一の壇として建壇されたことが窺われる。

### 2

水神との関係を窺わせる諸廟は、歴代の各帝王に対する廟に次いで多い。すなわち、龍母廟<sup>(9)</sup>・龍王廟<sup>(10)</sup>・南海龍王廟<sup>(11)</sup>・海靈廟<sup>(12)</sup>・河神廟

阮朝初期ヴェトナムにおける水神祭祀について

表1 阮朝初期ヴェトナムにおける水神信仰に関する壇・廟・祠 — 北部ヴェトナムを中心に —

	壇 廟 祠 名	所 在 地	建 壇 廟 祠 期	祭 神		
壇	祈 風 壇	邊和省福安県福井社海岸	嘉隆年間 (1802—1819) 建壇	南海玉麟龍王・河伯・風伯・雨師・雷公・電母・海若馮夷・龍女演妃諸神。		
廟	北圻	河 神 廟	山西省白鶴県越池村	明命元年 (1820) 建		
		龍 母 廟	広安省横溝県両岐社	明命3年 (1822) 建		
		祈 風 廟	南定省大安県受益社江岸			
	中圻	龍 王 廟	広平省豊禄県富寧社沙崗	明命16年 (1835) 建		
		〃	定祥省建和県東小海口之南慈靈村	嘉隆15年 (1816) 建		
		祈 風 廟	嘉定省福禄県東岸蔭汛	嘉隆12年 (1813) 移		
		南 海 龍 王 廟	京師順安汛沙分	嘉隆14年 (1815) 建		
		河 伯 廟	京師富禄県河中社順直港	明命7年 (1826) 建		
		風 伯 廟	(南海龍王廟之左)	明命7年 (1826) 建		
		雨 師 廟	京師香水県陽春社	明命7年 (1826) 建		
南圻	海 靈 廟	河僊省龍川県		海江靈神		
祠	北圻	1白 帝 祠	諒山省温州枚坡社	cf. 李太尊辰(1028—1054)	水神 水神 神蛟 神蛟 趙越王名將軍。張呼・張喝	
		2沱 瀝 祠	〃 脱朗州安化社			
		3洪 滂 江 祠	〃 永寨社洪滂江左岸			
		4恪 澗 祠	〃 禄平州靈夢社恪澗津			
		5三 江 神 祠	太原省富平府司農県螺蟻社			沱江最靈之神。 洮江最靈之神。公主。 張吼 張喝 (一位 水族竜君, (一位) 黄河端潔夫人, (一位 江公主。
		6龍 王 祠	興化省水尾州居腰社			
		7横 江 神 祠	〃 枚山州呈奔社			
		8龍 水 提 神 祠	〃 陞北州豪社社托坡山			
		9葉 夫 人 祠	〃 鎮安県百廢社			
		10三 江 却 敵 神 祠	北寧省安豊県香羅社三岐江岸			
		11三 江 威 敵 神 祠	〃 鳳眼県三江口			
		12水 神 三 位 祠	〃 真護社			
		13	〃 父中社			
	14三 江 神 祠	山西省白鶴県白藤社	土令 白鶴三岐水神			
	15忠 誠 神 祠	河内省富川県多質社				
	16	〃 〃 不撓社				
	17	〃 〃 唐川社				
	18	〃 〃 梁舍社				
	19	〃 〃 神龜社				
	20	〃 〃 安快社				
	21	〃 〃 文齋社				
	22	〃 〃 山明県東魯社				
	23	〃 〃 清会社				
	24広 博 神 祠	〃 富川県盛徳社	cf. 黎神尊辰(1619—1642)		沙江三岐水神	
	25威 靈 水 神 祠	〃 永順県安阜坊(竹帛湖之北)	cf. 黎永寿間(1658—1662)		日昭・広布・西湖・安阜之神	
	26宋 皇 太 后 祠	海陽省永保県安庵社	cf. 宋帝昺(1278—1279)		宋皇太后	
	27宋 楊 貴 妃 祠	興安省金洞県香楊村	cf. 陳紹宝年間 (1279—1284)		宋貴妃楊氏。(海神)	
	28大 乾 聖 娘 祠	南定省瓊英県壙戸社	cf. 丁先皇(968—978)		〃	
	29	〃 〃 万椿社			〃	
	30広 利 神 祠	〃 〃 眺郷社			南海広利王	
	31水 濟 神 祠	〃 大安県金銀社			水神	
	32金 釵 水 神 祠	〃 〃 所河岸			羅援 宋楊太后及三公主	
	33藍 浪 真 人 祠	寧平省安護県神符總仁品村				
	34四 位 聖 娘 祠	清化 豊禄県流碧社 (省内沿海凡七十餘祠)				
	35護 澗 神 祠	〃 東山 巽賢社				
	36	〃 〃 寿仏社				
	37	〃 〃 雷陽県魯賢江				
	38濱 江 神 祠	〃 弘化県安城社(在江岸南)	濱江神			
	39	〃 〃 美化県曹川社(在江岸北)	〃			
	40祈 風 祠	〃 広昌県長麗社潮汛海口之右	芹海神(楊太后与公主三人)			
	41芹 海 神 祠	乂安省瓊瑤県香芹社				

⑬・河伯廟⑭・雨師廟⑮・風伯廟⑯・祈風廟⑰の九廟であり、それぞれの所在地と祭神は表1の如くである。同表中、京師の南海龍王廟は初めは香水泉陽春社に在ったものを嘉隆12年(1813)に順安汛沙分に移したものである。また、南定省の祈風廟と山西省の河神廟の祭祀内容に関しては不詳だが、前者は嘉定省における同名の祈風廟から類推すると、南海龍王⑱あるいは河伯水官と関係するものと想われる。また、後者は山西省白鶴県越池村に位置しており、『同慶御覽地輿誌圖』同県の図によると瀟江と洮江の接する両江江口部に位置している。このことから河神廟の祭祀内容は同江に関するものと思われる⑲。次に祭神が同じく不詳なものに広安省の竜母廟があるが、『廣安省地輿志草本略抄』附録、古跡 竜母廟の項に、

相傳、其初邑有寡婦、常于桑園勸草。偶憩樹下、若有所感。期月而産三卵。怪而埋之。數十日後、再往勸草、則見三蛇盤繞其足不去。一蛇爲勸傷斷其尾。婦告之曰、你輩定是神物。豈得与我相纏。其後、一居峻崑溪〔赤土社〕、一居蠃谿、一居榑棋林溪〔均屬智川社□〕、爲水神。各有祀廟、每著灵応。兩岐社立廟祀其母、至今香火不絶。〔俗傳云、翁跣蠃谿、翁郎榑棋、翁躑峻崑〕

と記されており、同廟が型体上は竜に似ていると想われる蛇が水神となったことから、相伝上では蛇を産んだと伝えられる寡婦を龍母として祀ったことが知られる。さらに祭神不詳の廟に京師に位置する河伯廟がある。廟名から推して、河伯を祀ったもの⑳と解してよからう。

以上のことから、群廟中に位置し、その多くが中国的祭神を祀り在地的性格に欠け、また地方官によって致祭されるという点においても国家的祭祀としての性格を色濃く持つと思われる水神諸廟が、——特に中圻・南圻を中心として南海龍王を主にし、左右に河伯・風伯・雨師・雲師・雷師といった祭神上の序列を持っているという意味で——阮朝初期に体系付けられていると言い得よう㉑。もっとも、広安省の龍母廟

のように極めて在地的性格が強く取り込まれた廟も在り、ヴェトナム北部の竜母や河神の受容と、中圻・南圻の南海竜王を中心とする祭祀内容とはその受容の性格をいささか異にするように思われる。さらに上述したような水神諸廟に比し、地誌類史料に表われた群廟中に山神祭祀の系列に属するものを見出し難い点は注目して良いだろう。

### 3

水神との関わりを持つ祠は少なくなかろうが、各地において代表的な例をとって考察してみたい。以下は同一祭神にして祠数の多い順に論ずる。

#### A. ヴェトナム北部における神話㉒との関わりを持つ水神諸祠について

(1) 芹海神祠……水神諸祠中最も広い分布を持つ。すなわち、海陽省永保県文庵社、興安省金洞県香楊村、南定省瑞英県壘戸社と同県万椿社、清化省厚禄県漪碧社、父安省琮璫県香芹社、平定省綏福県順儀村と同県登場村、広治省永靈県の、ほぼ隣接する七省に分布している。同祠の祭神は宋の楊太后と三公主であり、同祠は各地で違った祠名を持っている。すなわち海陽では宋皇太后祠、興安では宋楊貴妃祠、南定では大乾聖娘祠、清化・広治では四位聖娘祠、父安では芹海神祠・平定では大乾神祠の如くである。しかし表1の如く祭神が一致していることから同じ系列に属する祠と解される。その分布は、『一統志』父安省「芹海神祠」の項に

今通國多有祠□祀之

とあることから、北・中部ヴェトナムのかなり広い地域に渡って信仰を得ていたものと思われる。また、『一統志』清化省「四位聖娘祠」の項にも

省内沿海、凡七十余祠

とあることから、清化省沿海部にあっては民衆の厚い信仰を得ていたことが窺われる。しかし上記七省以外に同一祭神の祠が見られないことから、先の父安省芹海神祠における「通国」の記載は、清化・父安両省沿岸部を中心に北圻中部から中圻北部にかけての一带と解するのが自

然であろう。次に同祠の祭の内容は、『大越史記全書』（以下『全書』と略記する）本紀全書卷之六陳紀二英宗興隆二十年（1312）の項に立芹海神祠。先是。帝親征。至芹海門。（前日乾。避諱改為芹。）駐營。夜夢神女泣曰。妾趙宋妃子。為賊所逼。困於風濤至此。上帝勅為海神久矣。今陛下師行。願翼贊立功。帝覺。召故老問事實。祭然後發。海為無波。直至闍架。克獲而歸。至是。命有司立祠。時祭焉。とあることから、趙宋妃子が賊に逼られて風濤のために父安省の乾海門に流れつき、海神として祭られるに至った沿革が知られる。この『全書』の記事はほぼ『一統志』父安省祠廟誌「芹海神祠」の記載<sup>24</sup>に一致している。ただ『一統志』同祠の記載によれば、

宋祥興年間（1278～79），師潰于崖山。楊太后與公主三人赴海。忽颶風大作，標泊于乾海門。顔色如生。土人為之立祠。

とあり、陳の英尊による立祠以前に、乾海門に漂っていた屍体の顔色が生きているようであったことから、乾海門沿岸の土地の人が祠を立てた<sup>24</sup>ことが知られる。さらに『粵甸幽靈續集』（以下『粵甸續集』と略記する）「乾海門尊神」によれば

尊神南宋朝公主也。時南宋帝昺為元人所困。其臣陸秀夫抱帝投于海而没。宗室多溺者。公主母子援得船板泊岸。依佛寺。甚饑困。寺僧憐而養之，二三月間。身體完全。容色美麗。寺僧悅而求通。公主拒之甚嚴。僧愧悔，投海死。公主泣曰，吾母子賴僧而生。僧為吾而死，於心何安。皆投海而死。風飄至濱州乾海門。身體如生，神色不變。土人以為靈異，而埋之。自此大顯英靈。土人立祠祀之。凡海船遇風，禱之自安。至今各海口皆立祠奉祀。尊為福神。とあることから、正史である『全書』に記載するには憚られたであろう投身に至る過程や、福神として尊祀された理由が知られる。この伝承は『嶺南撫怪傳』（以下『撫怪傳』と略す）卷之三「乾海三位夫人傳」にも記されており、同伝にも

凡有遠近之人。船行經過此處。或遇風波危迫。

虔心祈禱，呼吸之間果得平安。至今隨處海門創立祠廟以奉之。此南海之福神最靈也。舊俗里人不知，以淫戲謔神。何其誤哉。宜旌表之，為正直之福神也。

とあることから、同祠が乾海門付近を通行する船舶にとって、風波を鎮め航海の平安を司どる極めて靈驗あらたかな福神として尊崇を集め、15世紀中期以降<sup>25</sup>にあっては他の地方の海口部に於いても同祠が福神として祀られていたことが知られる。このことは『全書』本紀全書卷之六 英宗興隆二十年（1312）に

加封各處名神

とあり、『一統志』父安省祠廟誌同祠の項に及還。命加封贈國家南海大乾聖娘。增廠祠宇。とあることを裏付け、14世紀初めより海神として奉ぜられていたことが知られる。さらに同祠は黎の聖宗が占城を親征した鴻徳元年（1470）においても靈応があったことが『一統志』父安省祠廟誌同祠の項<sup>26</sup>より知られ、先述した15世紀中期以降における最も靈驗あらたかな祠の一つとして各海口部で尊崇されたことを首肯させる。このことは『同慶御覽地輿誌圖』からもほぼ確認できる<sup>27</sup>。また海陽省と興安省の場合には爰庵社と香楊社が共に河岸に位置していることから、同祠が13世紀末以来水神として北中部ヴェトナム沿岸・沿海民に広く祀られ、阮朝初期においても尊崇を集めていたことが窺われる。

(2) 三江神祠……………三江神祠の名を冠せられる祠には、太原・北寧の北圻隣接二省に分布を見る三江却敵威敵二大王を祭神とする竜眼如月二神伝系のもの、山西省における威靈白鶴神祠伝系のものとする<sup>28</sup>。

a. 竜眼如月二神伝系三江神祠……………まず初め前者の神話系列を持つ三江神祠の在地的祭祀理由を考えてみたい。同神祠は太原省富平府司農県螺巖社と北寧省安豊県香羅社三岐江岸、同省鳳眼県三江口の三ヶ所に位置している。北寧省安豊県においては三江却敵神祠、鳳眼県においては三江威敵神祠と称せられている。ともに趙越王の名將軍張吼・張喝を祀ったものである。



『摭怪傳』卷式「龍眼如月二神傳」に

其兄曰威敵大王，立祠于龍眼三岐江。使龍眼平江之民奉祀之。其弟曰却敵大王，立祠于如月，使沿江之民奉事之。至今猶存焉。

とあり、『欽定越史通鑑綱目』（以下『綱目』と略す）正編卷七 陳仁宗紹宝六年の割註によれば

龍眼：縣名，黎改鳳眼。今因之屬北寧省とある。また同書正編卷三 李仁宗英武昭勝元年の割註に

如月江：在北寧省安豊縣東北，近有如月社故名

とあり、『同慶御覽地輿誌圖』北寧省 安豊県の図を見ると，江岸に如月社が位置し，その西に香羅文関なる建物が在り月徳江沿岸の香羅社に属していることが知られる。以上のことから，北寧省鳳眼県三江口に在る三江威敵神祠が兄の威敵大王を祀ったものであり，安豊県香羅社三岐江岸に在る三江却敵神祠が弟の却敵大王を祀ったことが窺われる。ところが『一統志』北寧省祠廟誌「三江却敵神祠」の項には

及賊平，封兄為大當江都護國神王，祠于月江口，又封其弟為小當江都護國神王，祠于三江口〔一作南江，又作平江〕

とある。また『粵甸』「却敵威敵二大王」には遂封其兄為大當江都護國神王，立祠于如月江岸。其弟為小當江都護國神王，立祠于南平江口。香火不絶。

とある。また、『全書』本紀全書卷之三 李紀二 仁宗大寧五年（1076）春三月の割註に

吳南晋<sup>四</sup>封兄為大當江都護國神王。祠于如月江口。弟為小當江都護國神王。祠于南軍江口。とある。如月江が月江口と同じか否かは判じ難いが『一統志』北寧省 山川誌「香羅三岐江」によれば

李太宗五年（1032），宋郭逵 来侵。李常傑 迎撃于月江。大破之。

とあり月江が如月江と同じか極めて近いと考え得る。よってこれら三書からは如月江に当る安豊県香羅社三岐江岸に在る三江却敵神祠が兄の却敵大王を祀り，北寧省鳳眼県三江口に在る三

江威敵神祠が弟の威敵大王を祀ったことが窺われる。すなわち『粵甸』と『摭怪傳』とは兄弟が逆になっている。『粵甸』はその序に「皇陳開祐元年己巳孟春」とあることより開祐元年（1329）に刊行されたものと思われ、『摭怪傳』はその序より洪徳23年（1492）に武瓊によって校訂・刊行されたと思われ<sup>四〇</sup>と解されることより，前の『全書』の割註と考えあわせると前者が民間伝承の原型に近いと考えられる。これより，『一統志』の同祠についての記事も多くは『粵甸』によったと考えられる。しかし，なにゆえ『粵甸』と『摭怪傳』において神位が兄弟逆転しているかは明らかでなく，詳細については後考を俟たねばならない。ただ神話<sup>四一</sup>中には常に兩大王，すなわち張吼・張喝が対をなして語られていることから，阮朝期においては必ずしも区別されずに祀られたとも想われる。

さて，兩祠の祭祀理由であるが，『粵甸』「却敵威敵二大王」の項に

王扶萬人也。姓張，兄名吽，弟名喝。皆趙越王名將。趙為李所滅。二人乃隱扶龍山。李仏子求之。乃飲毒卒。至吳南晋王討李暉。次軍扶萬口。王夢二人來，自稱姓名，且言向者先主有白藤江之勝。亦某兄弟助順之力也。今李暉猖狂背逆。救來助王討之耳。王覺而致祭，且祈陰助成功。當立廟酬謝。及王進兵峴崙。賊守險。軍士不能進。各有退志。其夜吳王復夢張兄弟會兵相助。其兄沿武平江，經如月江，入富良江。其弟沿諒江，入南平口。吳王大喜，以語左右，傳急進兵。果獲全勝。（中略）李仁宗朝。宋兵入寇。帝命李常傑沿江築柵固守之。一夜軍士次於祠所。皆聞天上有吟曰，南國山河南帝居，截然定分在天書，如何逆虜來侵犯，汝輩行看取敗虛。既而宋兵果敗。（以下略）

とあることから知れるように，吳南晋王が李暉を討つにあたっての陰助靈応や，李常傑が宋兵を敗るにあたっての靈声や陰助に関する世伝が同祠の祭祀理由と考えられる。『摭怪傳』「龍眼如月二神傳」によれば，

後夜復夢一神人領白衣鬼部，自平江南來。一

神人領赤衣鬼部，由如月江而下。並向賊營以擊之。十月二十一夜當三更。天氣昏黑。暴風疾雨大作。宋兵驚潰。

とあり、陰助がもっぱら暴風疾雨であったことを窺わしめる。それゆえ、北寧省の両祠がこの暴風疾雨をもって国を護る靈力をもった神人を祀ったものであると解し得よう。

また太原省富平府司農県螺螄社においても三江神祠が奉祀されていることについては、『一統志』北寧省 山川誌「香羅三岐江」の項に

一名江安江，上接司農，下注平灘江

とあり、安豊県東北のはじを流れる香羅三岐江が上流にあっては司農県に通じていたことが知れる。このことは、司農県螺螄社が『同慶御覽地輿誌圖』太原省司農県によれば、同県山間部に位置するものの、司農県が月徳江によって先の香羅社江岸に通じていることから確認され、同神域が司農県まで及んだとも考えられる。しかし基本的に江神である同祭神が山間部に位置する螺螄社で祀られた理由は定かではない。

b—i、威靈白鶴神祠伝系三江神祠……先述したように同神話系列を持つ三江神祠は山西省白鶴県白藤社に位置する。同祠については『粵甸』「忠翊威顯大王」の項に

按交州記。王本號土令長。唐永徽中（650—655），李常明為峯州都督。見峯州地坦，山河襟帶。乃於白鶴江，建通靈觀，奉三清。又開前後二堂，擬塑神像。未知孰靈。乃焚香祝曰，此間神祇，何者最靈，令吾見其形状。以便塑像。是夜夢二人來，爭趨前堂。（中略）常明以土令長為勝。覺而倣其形状。令塑神像奉祀。方民以為祈福之所。凡朝官奉命征討。過此拜禱，常見助順。（以下略）

とあり、『撫怪傳』「威靈白鶴神祠」の記述にほぼ一致している<sup>82</sup>。『一統志』山西省山川誌によれば「白鶴江在白鶴県」とあり、『同慶御覽地輿誌圖』山西省白鶴県の図より白鶴江沿いに河神廟が位置していることから推測すると<sup>83</sup>、上述した李常明が白鶴江に建てた通靈觀とは河神廟か、その類祠としての同祠のことと考えられよう。またその祭祀理由は祈福の所であり、

また征討の命令を奉じた朝宗にとっては神の助け順うべき靈験あらたかな祠であったことが知られる。その意味では民衆にとっては同地一等の靈威を持った福神であったものと思われる。三江神祠という祠名は、先の『同慶御覽地輿誌圖』の同祠わきで白鶴江が三又になっていることが同図に「我巴鶴」とあることから知れる。すなわち、我はngãで巴は哮喘でba 三の意であることから三又路口の意である。よって白鶴江の三又状になった流域を意味していると解し得よう。それゆえ、このような川辺に同祠が位置したことより三江神祠という祠名が冠せられたものと思われる。

b—ii、忠誠神祠……河内省富川県多賀社同県不撓社，同県唐川社，同県梁舎社，同県神龜社，同県安快社，同県文齋社，同省山明県東魯社と同県清会社の九社に分布する。『一統志』河内祠廟誌 同祠の項に

相傳，神乃白鶴三岐水神。李太尊辰，祈禱稔靈，封贈忠誠二字。

とあることから、同祠の祭神が白鶴三岐水神であり、李の太尊の時期（1028～54）以前から祀られていたものを、靈応著しかったために忠誠の二字を封贈せられ、忠誠神祠という祠名を持つにいたったことが知られる。『同慶御覽地輿誌圖』河内省富川県の図によると、上述した各社は同県一円に散在していることから、同祠への信仰が、富川県並びにその西に隣接する山明県にかけての地域にその広がりを持っていたことが知られる。『一統志』山西省山川誌「白鶴江」の項に、「下達于河内，為珥河。按此一名三岐江。」とある。また『一統志』河内省山川誌「珥河」の項に、

衆水會于山西白鶴三岐。河東南流，入省轄懷德府慈廉県東北，沿（中略）富川・維先等県。とあり、山西省白鶴江が河内に流れ入って珥河となり富川県に沿って流れていたことが知れる<sup>84</sup>。このことと祭神名の一致から、同祠の祭神は山西省の三江神祠の祭神である土令（石郷）ではないかとも思われるが、先に見たように珥河を一名三岐江ということから河内省富川県の

在地的信仰が威靈白鶴神祠伝説に重なったとも想われる。ここでは水神であることのみが窺われるのみで、祭祀内容は明らかではない。後考を俟つ。

(4) 水神三位祠 …… 北寧省の真護社と父中社の二社に同祠は祀られている。『一統志』北寧省祠廟誌 同祠の項によれば、

祠前有月湖一，遙望月德江。相傳，神乃貉龍君之子，管領月德江。聞于□朝，歲旱禱得雨，命民祀之。

とあり、同祠が貉龍君之子<sup>84</sup>を祀っており、専ら月德江<sup>85</sup>を神域としたことが知られる。また、水神三位とは、水族竜君と黄河端潔夫人と三江公主であることが『一統志』の同祠の項より知られるが、この神位は貉龍君伝説の上に中国の水神を阮朝期前後に、複合せたものと思われる。『一統志』北寧省山川誌「月德江」の項によれば

嗣徳三年。列為名川，載在祀典

とあり、阮朝初期においては、国家が祭祀せざるを得ない<sup>86</sup>ほどの民衆の信仰を得ていたことを窺わせる。祭祀理由は早に際しては慈雨をもたらす靈力をそなえていたということであろう。

以上のことから神話とのかかわりを持つ水神諸祠はもっぱら北部を中心として分布し、国難に当たっての神靈の加護・陰助などをもって祀られる場合や旱害に際しての慈雨などを理由に祀られていることを解し得る。

B ヲトナム北部における伝承との関わりを持つ水神諸祠について<sup>87</sup>

(1) 竜淵神祠……清化省東山県黄鵠社，同県寿仏社と同省雷陽県魯賢江において同祠は祀られている。『一統志』清化省祠廟誌 同祠の項に祠所平原突起一大阜，前有湖。湖有淵，深莫能測其底。遇有旱結後臨淵，而禱雨輒應。

とある。平原に突出した異形の大きな土山<sup>88</sup>とその前に位置する深い湖に靈威を感じたものか推測の域を出ない。ただ旱の時に筏を組んでその湖の淵を臨んで降雨を禱ると、たちまちにして靈応があったと信仰せられたことが知られ、同祠が祈雨の対象となっていたものと思われ

る<sup>89</sup>。

(2) 瀆江神祠……清化省弘化県安城社と同省美化県曹川社の瀆江<sup>90</sup>の南北兩岸に位置する二社で祀られている。祭神は瀆江神とも虞とも隅とも言われている。『一統志』清化省祠廟誌 同祠の項に

世傳，李太祖親征愛州山蠻，舟師由海汎過虞，入馬著淺。帝密禱之頃，見一大魚躍過舟前。水大漲舟師利涉。太祖異之，封為三岐瀆江之神，立祠江岸祀之。

とある。これより三岐瀆江之神は江水の干満に靈力を持ち「蛮」を討つための親征に靈異があったものと思われる。上記二社を『同慶御覽地輿誌圖』によって調べると、瀆江は弘化県と美化県との県境をなしており、弘化県安城社の北で三岐をなしている。同図によると三岐は、『我巴瀆』という名であることが知られる。前に述べたように、我巴虞は瀆江三岐の意にすぎない。このことから李太祖の進んだ海汎が猗碧海口であり<sup>91</sup>、そこから西へ瀆江を溯ったことが知られる。また『全書』本紀全書卷之二 李紀一 太祖 順天二年(1011)の項に

二月。帝以愛州莒隆賊，猖獗陸梁。歷于丁黎二朝。攻之弗克。至此愈熾。帥六軍征之。焚其部落。擒其魁首而還。賊遂滅。

とあることより、上記の『一統志』の中の李の太祖愛州<sup>92</sup>親征が順天二年(1011)二月の事であり、山蛮とは莒隆の人々であることが知られる。『綱目』正編卷之一 黎大行応天八年の割註に

莒隆。蠻名。丁黎為莒隆蛮。今屬清化廣化府。とあり、廣化府<sup>93</sup>が我巴瀆の西北にあることから、先の『一統志』の世伝中に記された李の太祖親征に際して瀆江を溯ったことが首肯される。なお、祭祀理由については、同世伝以上には解し難い。

(3) 広博神祠 …… 河内省富川県盛徳社に位置し、沙江<sup>94</sup>三岐水神を祀っている。『一統志』河内省 祠廟誌「廣博神祠」の項に

相傳，黎神尊辰(1619~1642)，討賊，命官祈禱，神顯灵助順。賊平凱還，建祠祀之。歴

朝封贈。

とあり、黎の神尊の時に賊を平定するに際し神霊の助けがあったことより祀られている理由が知られる。祭神が沙江三岐水神であることより河神と想われるが定かでない。

(4) 水濟神祠……南定省大安県金鋁社において祀られている。『一統志』南定省 祠廟誌 同祠の項に

丁先皇既平十二使君，舟經金鋁津，見神立于水上。曰臣水神也。願効力輔國。尋不見。帝異之，立廟，封上等神。陳芸宗紹慶二年（1371），大將王通舉呂城，神顯靈助順。及呂寇平，令修廟加封。

とある。祭神は定かでないが、神霊の威力をもって輔国を願って祀られたことが知れる。『綱目』正編 卷之十 陳芸宗紹慶二年の記事に

閏三月，占城寇京師。帝如東岸。（中略）占兵由大安海門直犯京師

とある。また同割註に

大安海門，即大鴉海口

とある。また同書前編 卷之四 李後帝元年の割註に

大鴉海口，古號大鴉，又曰大惡。李改大安。

今大安県羣遼社遼海門，有趙越王祠。

とあり、大安海門が大安県に位置していることが確認できる。このことは、さらに『一統志』南定省 閩汛誌「遼海汛」の記事からも確認できる。よって前の『一統志』南定省祠廟誌の記事に言う呂寇が占城の寇とすれば大安県金鋁社において祀られている水濟神祠に祀られた水神の靈威が紹慶二年にあったとする先の記事が首肯される。

(5) 壓浪真人祠……寧平省安謨県神符總仁品村に位置する同祠は羅援なる道士を祭神として祀っている。その祭祀理由については、『一統志』寧平省 祠廟誌 同祠の項によれば

一總同奉祀。明良詩集註，援淳涇〔今厚祿〕銳寨社人。雄王辰，道士。王南征到海門，阻風月餘。王齋戒，命援先行乘舟。海為無波。及還道卒，詔封壓浪真人，立祠于神符海口之南，以援所出軍，留居奉祀。即今神符總仁品

・浮沙・英萃等村是也。黎光興年（1578～1599），官軍討莫，過此，忽遇風濤。禱之，見一白頭掉小舟，所至平帖，忽不見。蓋神之靈也。乃賜仁品，橫渡稅錢供祀。

とあることから、波浪を鎮めるという靈威によって、同總一帯で祀られたものと解される。

(6) 威靈水神祠……河内省永順県安阜坊（竹帛湖之北）に祀られている同祠は、『一統志』河内省 祠廟誌 同祠の項に

背倚大羅城，西臨珥水。世傳，與其弟子分為日昭・廣布・西湖<sup>湖</sup>・安阜之神。黎永壽間（1658～1662），珥河決干安阜，官兵不能治。禱于神，水害得息。自是歲給湖稅三十緡供祀。

とあることから知れるように、水害を息めしむる靈威があったとされている。

以上、北圻に於ける伝承を持つ水神には、特定の淵のような場所に降雨を祈ると靈応があるというパターンと、在地にあって潮の干満や波浪をコントロールして官を輔けたり、「賊」を平定する際に靈威を示すパターンとの二通りのパターンがあるように思われる。

C. ヴェトナム北部におけるその他の水神諸祠について

(1) 白帝祠……諒山省温州枚坡社に位置し、祭神が水神であって、封贈を受けていたことが『一統志』諒山省 祠廟誌 同祠の項から知られるのみである。

(2) 沱瀝祠……諒山省脱朗州安化社に位置し、同祠も祭神が水神であり封贈を得ている旨が『一統志』同省祠廟誌，同祠の項から知られるのみである。

(3) 淇滂江祠……諒山省脱朗州永寨社淇滂江左岸に位置する同祠は、神蛟を祭神としている。同地が山間部に位置することから大蛇を蛟と想ったのではなかろうか。『一統志』同省祠廟誌，同祠の項によれば、「最灵，歷封贈」とあり、いかなる靈威か定かでないが、蛟が祭神であることから、水神信仰の一種と考えた<sup>40)</sup>。

(4) 恪淵祠……諒山省禄平州雲夢社恪淵津に祀られている同祠も神蛟を祭神としている特異な例である。『一統志』同省祠廟誌 同祠の項に

よれば

有神蛟窟在。人立（祠）祀之，祈禱稔應。とあり，神蛟と想われていたものが窟の中にいた<sup>48</sup>ことが知られ，また靈驗あらたかであったとされているが，どのような靈応があったのかは定かではない。ただ立祠者が「人」<sup>49</sup>とあることから，極めて民衆的かつ在地的性格をもって信仰されていたことが窺われる。

(5) 竜王祠……興化省水尾州山腰社に位置していることが知られるのみである<sup>50</sup>。

(6) 横江神祠……興化省枚山州呈奔社に位置する同祠も，祠名から水神に関わるものと推測されるのみであり，委細不詳である。

(7) 竜水提神祠……興化省陀北州豪壮社托坡山に祀られている同祠の祭神は，『一統志』同省祠廟誌 同祠の項より，沱江最靈之神として知られるのみである<sup>51</sup>。

(8) 葉夫人神祠……興化省鎮安県百廩社に位置する同祠は，『一統志』興化省 祠廟誌 同祠の項に

神為公主，為洮江最灵之神。祈禱稔應。歴代預在祀典。

とあることから，洮江の最も靈驗あらたかな神であり，歴代の朝廷<sup>52</sup>が祀典に預ったことが知られるのみであり，なにゆえ葉夫人が洮江の神となり，どのような靈威を示したのか等については詳らかではない。

(9) 魯王行遣・土地竜神二位神祠……興安省東安県伝岩社に位置することが『北城地輿誌録』山南上鎮の同祠の項より知れるのみである。

(10) 広利神祠……南定省瑞英県脱郷社に祀られている同祠の祭神は南海広利王であることが『北城地輿誌録』山南下鎮の同祠の項より知れるのみである。

(11) 祈風祠……清化省広昌県長麗社潮汛海口の右に同祠が位置することが知られるのみである<sup>53</sup>。

以上の如く，ヴェトナム北部におけるその他の水神諸祠については，諒山省といった山間の地に4祠が位置し，内2祠では神蛟が水神として祀られているといったパターンや，各江神が

祀られているパターンが窺い得るが伝承に乏しく詳らかではない。ただ，それだけ在地的，民衆的性格を色濃く持ち，靈驗灼であったが故に史料中に記載されたものと思われるが，これらについては，後考を俟つ。

### おわりに

阮朝初期ヴェトナム北部における水神祭祀が，陳期あるいは黎朝祭祀を踏まえつつ，より整理・統合化されたものと筆者は思っている。すなわち，陳朝祭祀にあっては先述した神話との関わりを持つ水神諸祠のごとく芹海神祠は福神として祀られ，三江神祠や忠誠神祠は陳朝の重興元年（1285）に刺命を以て福神に封ぜられ，重興四年（1288）と重興二十一年（1313）にはそれぞれ名字を加えられている<sup>54</sup>。このような勅封加字が元の第二次・第三次侵略の撃破との関わりの下に行なわれたことは，伝承の中に生きる民族の英雄や神霊が外敵侵入という民族の危機に当って，抵抗の民族的表象として位置付けられたことを意味していよう。また黎朝祭祀にあっては，H. Maspero 氏の神蹟の研究<sup>55</sup>より明らかであるように，18世紀において礼部大臣によって各地の神蹟は統合され，村落の在地的・民衆的祭祀が国家祭祀の中に取り込まれて行く過程として把握される。前に簡見した伝承との関わりを持つ祠の多くが，その内容において黎朝以前のものを窺わせるのに比べ，阮朝期の建立が明らかなものは表Ⅰの如く壇廟に限られている。水神三位祠にしても祀典が行なわれるのが嗣徳三年（1850）ということである。すなわち，阮朝初期祭祀も中国やヨーロッパ諸国の侵略に備え阮朝以前のヴェトナム民衆中の抵抗史の所産たる伝統的な民衆的な神霊をも取り込まざるを得なかったものと考え得よう。このことは水神諸祠の祭祀内容においても表の如く，三つの系列として理解し得る。まず第一は河神あるいは江神の系列である。同系列に属す水神諸祠には，威靈白鶴神祠伝系の忠翊威頭大王を祀った山西省の三江神祠・忠誠神祠や，月徳江江神を祀った水神三位祠，さらには沱江最

霊の神を祀った竜水提神祠、洮江最霊の神を祀った葉夫人祠等の諸祠がある。この河神あるいは江神系水神諸祠を統合すべく建廟されたのが山西省白鶴県越池村に明命元年（1820）に建てられた河神廟ではなかろうか。阮朝初期に建廟された水神諸廟が表Ⅰの如く南海竜王廟を除いて中国神話中に表われる極めて抽象的・一般的な祭神を祀っており、在地的・具体的信仰を欠いていると思われることから、同河神廟もヴェトナム北部の河神全般を合せて一つに祀った<sup>65</sup>と考えても誤りではないように思う。ただ京師に河伯廟があることから、北圻の河神と中南圻の河伯が中国神話中の洛水と黄河の神同様に、陰陽の関係にあるように解される<sup>66</sup>。第二の系列は竜王伝承に基づく水神諸祠である。竜王には一・二・三郎竜王があり、この三竜王が竜母廟伝承中の三蛇に擬せられ<sup>67</sup>ているものと想われる。ヴェトナム北部においては興化省水尾州山腰社に竜王祠が位置するが、祭祀内容は不詳である。清化省には竜淵神祠があり、水の神としての竜が淵や窟に住んだと考えられたのであろうか、興味深い。また、諒山省における神蛟を水神として祀った例は前の広安省の竜母廟の世伝と併せ考えると、蛇が蛟・竜に擬せられている様が窺い得る。第三の系列は不遇の死を得た者が後に靈威・陰助を以って賊を討つとか国を護ったことから水神として祀られている諸祠の場合である。芹海神祠・竜眼如月二神伝系の三江神祠、さらには一概に不遇の死によつたと判じ難いが、瀆江神祠・広博神祠・水済神祠・歴浪真人祠の諸祠がこの系列に属するものと思われる。本来、不本意な死によって孤霊となり、鬼となり帰するところがないと災や癘をなす<sup>68</sup>という在地の信仰が一度靈威・靈応から祀られると、時に福神となつたりした様子が窺われる。以上、不詳の水神を除けば水神を祀った祠は、三系列に位置付け得よう。阮朝専制君主の代表である明命帝をしてかかる水神を含めた百神の主たらん<sup>69</sup>となさしめたのは、まさに当時の社会状況と不可分であろう。北部における執拗なまでの阮朝支配に抗する起義<sup>70</sup>、隙あら

ば乗じようとしているフランス等列国。かかる状況下であったればこそ、水神祭祀においても壇廟レベルでは中国的神々を竜王や南海竜王の下に配位しつつも<sup>71</sup>、各地の水神諸祠が祀る、抵抗の所産としての諸祠、民衆的・在地的信仰の所産としての祠といった民族的な信仰を集めた諸霊祠が生き続けていると言い得よう。

以上阮朝初期ヴェトナム北部における水神信仰は、表Ⅰ・表Ⅱから明らかなように

1. 中国的祭神を阮朝期以前の祭神<sup>72</sup>に冠することで統合化が計られ、壇・廟・祠の祭祀体系が創出された。
2. 阮朝初期建壇・建廟になる水神が抽象的・一般的・中国的水神であったことから、在地的・民衆的性格を欠く傾向があり、特に中・南部ヴェトナムでその傾向が顕著であった。
3. 群祠のレベルでは民衆的在地的諸水神を祀らざるを得なかった。
4. ヴェトナム北部水神諸祠は河神廟と祈風廟の下に体系付けられた。
5. 農業水利を統轄する水神が欠落し、舟の航行や、国難を救うとか、「賊」を破るとかの靈異が強調され、極めて政治的、軍事的統治を支える性格を強く帯びた水神が国家による祭祀の対象となっている。
6. 中でも神話・伝承に関わる水神とその靈異が祠レベルでは重視されており、神話伝承上の水神を阮朝初期水神祭祀が統轄する事で民衆の生きた信仰をも支配に利そうと企図したものである。（神話・伝承に関しては、北圻を中心として中圻に至る沿岸部、特に海口、江口に於いて、国家が支配を直接貫徹させるに際し、神助や靈応著しき神が水神祭祀の対象として取り込まれている）。

と結論付けられよう。もとより国家的性格を有する祭祀と民衆の信仰や生活との係わりが考究されねばならないが後考を俟ちたい。

（連絡先 〒271 松戸市吉井町13-9）

註

1. 『大南会典事例』卷八十五 礼部 祭統。
2. 『大南一統志』の名を以て呼ばれるものには北圻・中圻・南圻編とがある。同書は嗣徳18年(1865)に勅命によって撰述された地誌であり、嗣徳35年(1882)に稿本となっている。本稿においては、北圻編は東洋文庫蔵安南本書目中の写本により、中圻編は高春育らによって維新3年(1909)に刊行され昭和16年本邦の印度支那研究会によって復刻されたものによる。また南圻編は旧ヴェトナム共和国國務卿府特責文化文化衙出版(Nhà Văn-Hóa Phủ Quốc-Vụ Khanh Đăc-Trách Văn Hóa)によって1973年に復刊された『大南一統志六省南越』(Dai-Nam Nhất-Thống-Chí Lục-Tỉnh Nam-Việt)による。北圻編の写本並びに南圻編は嗣徳35年(1882)に成ったものを継承していると考えられるが、中圻編に関しては、その内容に成泰年間の記事も見られ高春育らによって補筆されたことが窺われる。本稿で主として論述したヴェトナム北部は、北圻編と中圻編の清化省・乂安省の部分に相当するが、大綱は嗣徳35年の稿本と大きな異同はないと思われる。よって本稿でいう阮朝初期とは嗣徳18(1865)年以前の阮朝期を想定している。
3. 『大南一統志』凡例 祠廟寺觀在處有之、不可勝紀。惟例有國祭、或經奉御賜匾額及稔著靈應、久稱名勝者、方載表靈異也。
4. 同書は東洋文庫蔵の写本を用いた。
5. Trần-Thê-Pháp 1961 Lệnh-Nam Chích-Quái, Saigon Nhà sách Khai. Trí を用いた。
6. 後藤均平1975『ベトナム救国抗争史』東京、新人物往来社、より示唆を得た。
7. 間接的には名山大川を祀った山川壇がほぼヴェトナム全省に阮朝嗣徳期に設けられた。山川壇については拙稿1980「阮朝初期国家祭祀の一考察」『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』15, pp. 29—55 参照。
8. 河伯以下の祭神については中国的なものであり、必ずしもヴェトナム民衆の信仰を得たとは思えない。山田統1967「占トと祭祀」窪徳忠・西順蔵編『中国文化叢書6: 宗教』東京、大修館書店 p. 26参照。
9. 『同慶御覽地輿誌圖』広安省横蒲県の図によると両岐社は県莅の東方にある斌山の東側やや内陸部に位置するが、図中に同廟は記されていない。
10. 竜王廟は広平省と定祥省の二ヶ所にある。『一統志』広平省祠廟誌竜王廟の項に「在豊禄県富寧社沙崗。遇早禱之輒應」とあり、『一統志』定祥省祠廟誌、竜王廟の項に「在建和縣東小海口之南慈靈村地。祀南海龍王之神。廟制、堂一間二厦。本朝明命十六年建」とある。
11. 『一統志』京師羣廟誌「南海龍王廟」の項に「在順安汛沙分。嘉隆初在香水縣陽春社、十二年(1813)、移今所。名曰順安海口神祠、明命三年(1822)、改今名。一座三間。正中南海龍王神位、在順安海口思賢海口神位、右河伯神位。歲以春秋二仲祭社後癸日、及仲冬上癸日、命地方官致祭。謹按、明命年間聖祖仁皇帝御製靈異記勒碑、建亭于廟門之左。」とある。また『大南彙録』正編第二紀 卷十八「改順安海口神祠為南海龍王廟。(以下略)」とある。
12. 『一統志』河僊省祠廟誌「海靈廟」の項に「在龍川界。白石岩之上、面臨海澳。祀海江靈神、稔著靈應。」とある。
13. 『一統志』山西省祠廟誌「河神廟」の項に「在白鶴県越池村。明命元年(1820)建」とある。
14. 『一統志』京師羣廟誌「河伯廟」の項に「在富禄縣河中社順直港。嘉隆十四年(1815)建。一座三間。歲以春秋二仲祭會同廟後一日、命地方官致祭。」とある。
15. 『一統志』京師羣廟誌「雨師廟」の項に「在香水縣陽春社。明命七年(1826)建。正堂・前堂各三間、合為一座。正中祀雨師之神、左雲師、右雷師。歲以春秋二仲祭社後巳日、二三品官致祭。」とある。Hoàng Trọng Miên 1959, “Thần Mưa” ‘Việt Nam Văn Học Toàn Thư I’ Sài Gòn, Quốc Hoa Xuất Bản pp. 63—64.
16. 『一統志』京師羣廟誌「風伯廟」の項に「在南海龍王廟之左。明命七年(1826)建。正堂・前堂各三間、合為一座。正中祀風伯之神、左雲師、右雷師。歲以春秋二仲祭社後巳日、二三品官致祭。」とある。また、Hoàng Trọng Miên 1959 “Thần Gió” ‘Việt Nam Văn Học Toàn Thư I’ Sài Gòn Quốc Hoa Xuất Bản, pp. 64—65
17. 祈風廟は南定省と嘉定省の二ヶ所にある。『一統志』南定省祠廟誌「祈風廟」の項に「在大安縣受益社江岸。明命三年(1822)建。」とあり、『一統志』嘉定省祠廟誌 同廟の項に「在福禄縣東芹蔭汛。嘉隆十五年(1816)建。祀南海神・河伯水官。嘉隆十六年(1817)瓦葺」とある。
18. 南海竜王については、『一統志』邊和省祠廟誌「南

- 海將軍祠」の項に「在福安縣福井社。祀南海將軍玉鱗之神。神及仁魚也。俗號象翁魚。風濤中能濟渡人，顯佑最著。惟我南國自瀼江至河仙，稔著靈應。他海則否。」とあり，また『一統志』寧順道祠廟誌「神海祠（玉鱗祠）の項に「舊在綏豐縣山海村。祀南海巨族玉鱗尊神。今摘歸道轄。神像塑土飭之，像後設一木棺朱漆。村老相傳，壬午年二月初二日，村人見象魚骨背一段，及松板方桶一器，從洋外漂入。村人會舁此骨入桶，欲擇地葬之。擡舉不動。神忽憑人言曰，不得造次，我神栖在此，不得別壅他所。村人神之，遂壅於此，立祠祀之。稔著靈應。」とある。祭神は前者が玉鱗之神，後者が玉鱗尊神ということから共に南海玉鱗尊神であると思われる。また鱗が竜を意味することから，仁魚であり，俗号象翁魚たる南海玉鱗尊神が南海竜王に等しいことが窺われる。さらに，前者より「南海」とは瀼江から河仙までの江海域を指すものと解し得る。いま『綱目』卷之三十二黎真宗福泰六年の割註に「瀼江：今在平政・布澤二界。屬廣平省」とあることから，南海竜王神の神域も北は広平省の中部よりやや北側を東流する瀼江であり，南はヴェトナムの最南端からカンボジアとの国境に至るほぼ旧ヴェトナム共和国の領海と考えられる。また，竜王あるいは竜神は祭神としては神名のみでヴェトナムの在地的信仰とは判じられず，むしろ中国的あるいは東アジア全域にみられるものであろう。しかし，南海竜王については，南海玉鱗尊神との関わり等から本稿では在地的信仰を含むものとする。
19. 同廟が白鶴三岐を臨む越池村に位置することから『粵甸』「忠翊威顯大王」，『摭怪傳』「威靈白鶴神祠」に近い伝承を持つ祭神を主として祀ったものと思われる。
20. 河伯之神が河川一般の神と解するなら，河神はやはりヴェトナム北部江河の神と解すべきであろうか。
21. 祭神の体系については表Ⅱ参照
22. 神話とは『粵甸』，『摭怪傳』中の神話伝承や『全書』にもられた神蹟・説話を意味するものとする。
23. 『一統志』父安省祠廟誌「芹海神祠」の項に「（前略）陳史記，興隆十二年（1304），英尊親征占城。舟抵乾海門，夜夢神人曰，妾趙宋妃子，為賊所逼困，於風濤至此。上帝敕為海神久矣。今願贊聖功以殺賊。既覺乃命致祭，啓行海為無波，直抵闍槃城大捷。（下略）」とあり，年代がずれている。
24. 『一統志』の中で官によらぬ立祠者については，土人，邑人，人，民，後人，社民，郷人，土民，居民，村人，伊社，社人，民人，人民，伊社人，伊坊，其家など各種あるが，土人が最も多い。
25. 『摭怪傳』序に洪徳二十三年（1492）武瓊による校訂・刊行の記があることによる。
26. 『一統志』父安省祠廟誌「芹海神祠」の項に「黎鴻徳元年（1470），聖尊親征占城，舟過乾海門，詣祠密禱。風恬浪帖，直抵占境，克之。師還帝舟已過汴海，忽東風回帆舟，復至祠下。遂命登秩，增建祠宇。因名回舟處為東回村。此後屢著靈應。邇年臘月有競舟，會觀者如堵。本朝加封。今通國多有祠祀之。」とある。
27. 『同慶御覽地輿誌圖』父安省瓊瑠島の図においては乾海口南岸の香芹村に廟が確認され，海陽省永保県の図においては太平海口の西岸の艾庵左屯の西に宋皇太后祠が確認される。さらに，清化省原禄県の図においても滄碧海口北岸の滄碧社に四位神廟の存在が確認される。
28. 三江神祠にも祭祀内容において多少の混乱がある。すなわち，太原省の三江神祠：趙越王名將軍張吼と張喝の兄弟を祀った祠。北寧省の三江却敵神祠：張吼を祀った祠。同省の三江威敵神祠：張喝を祀った祠。山西省の三江神祠：土令と石郷を祀ったもので白鶴江に靈威が表われている。以上より，太原省と北寧省の三江神祠は同じ祭祀対象を持つが，山西省のそれは祠名は同じでも祭祀内容が異なることが知られる。よって本稿では系列を分けて扱っている。
29. ヴェトナム神話中の神。史実にはない。
30. Trần Thế Pháp, op. cit., pp. 13—14
31. 神話的表象が外侵への抵抗の所産として語られたものと考え得よう。
32. 『一統志』山西省祠廟誌「三江神祠」の項ともさして変りはない。
33. 同図中に白藤社は見当たらない。
34. 『方亭地志類』卷四「珥河源流考」参照。
35. ヴェトナム民族の創生神話に貉竜君伝説があるが，同祠の他にも海陽省の瀧潭珍宝大王祠他がある。
36. 『方亭地志類』卷四「三徳源流考」参照。『一統志』北寧省山川誌「月徳江」参照。
37. 『聚例』祈禱雨例に「在省每次三日夜，禮品準錢六貫四百五十四文」とある。
38. 本稿で言う伝承とは『一統志』他の史料中に神話



- 伝承としてでなく世傳や相傳として記述されているものを指す。
39. 『一統志』清化省山川誌をみると、山容にも異形が多く、山中に祠廟が多い。
  40. 『一統志』承天府祠廟誌「玉蓋山神祠」にも同様の水族窟宅の説話がみうけられる。
  41. 『一統志』清化省山川誌「瀆江」参照。
  42. 『同慶御覽地輿誌圖』清化省弘化県轄の図から瀆江の海口部が漪碧海口であることが解る。
  43. 『綱目』順天二年(1011)の割註に「愛州：今清化」とあり、清化省に親征したことが知られる。
  44. 『一統志』清化省建置沿革誌「廣化府」参照。
  45. 『一統志』河内省山川誌「沙江」参照。
  46. 註34参照、『一統志』河内省山川誌「西湖」参照、『皇越地輿誌』卷一(應天府四縣)「西湖」参照。
  47. 『一統志』諒山省山川誌「淇滂江」「為諒城名勝。嗣德三年(1850)、列為大川、載祀典」とある。
  48. 註40参照
  49. 註24参照
  50. 竜王祠は邊和省にもある。同祠については、『一統志』邊和省祠廟誌「龍王祠」の項に「在福隆江南岸、隆城縣隆山村。祀一二三郎龍王。本朝顯尊年間(1740~1786)、率統阮久雲征高蠻、經其處。深淵下伏礁、水湍濤勇。俄而風狂雨晦、顯危殆甚。禱得平靜、所向克捷。大修祠宇、以崇答。今民間有禱輒應。旁多古樹、其最高株常有黃蝸。大如鳥、翼長可二尺、棲止以百數。其欲射取者、必禱于神、乃可得。」とある。
  51. 『一統志』興化省山川誌「沱江」参照。
  52. 『一統志』興化省山川誌「滌江」参照。
  53. 『同慶御覽地輿誌圖』清化省廣昌県轄の図によれば、祈風廟として潮汛海口の南側沿海部長麗山の北麓に位置している。
  54. 後藤均平、前掲書 pp.181—182
  55. Henri Maspero 1916 'Etudes D'Histoire D'Annam' Bulletin de Ecole Française d'Extreme Orient. Tome XVI No.1 pp.1—55.
  56. 『寔録』正編第二紀卷十「名山大川由地方、合祭各一壇」とある。
  57. 同じように同名の祠が北圻・中南圻に位置する場合がある。すなわち、竜王廟、祈風廟などがそれであり、これも陰陽と考えられる。
  58. 『一統志』邊和省祠廟誌「龍王祠」の項に「祀一二三郎龍王。」とある。また河静省石河県芷淵社・宜春社・丹場社・丹淵社・都淵社では三郎竜王が祀られている。
  59. 『寔録』正編第二紀卷四「惟無祀孤魂、未遑軫。及古云鬼、無所歸則為厲、願定為祭例」
  60. 『寔録』正編第二紀 卷二十四「帝曰朕為百神之主」とあり、また同書卷三十に「副朕懷柔百神之意。」とある。
  61. 山西省における阮文認と黎文勃を首領とする1833—43に渡って起った反阮起義を一例とする。
  62. 註11・14・15・16 並びに表IIを参照。
  63. 『寔録』正編第二紀 卷二十四「帝命廷臣妥議、皆以為北城諸鎮神號、多於黎季始」とある。

表2 阮朝初期ヴェトナムにおける水神信仰に表われたる祭神とその体系化の試み(水神の三系列)

	壇の祭神	廟の祭神	水神を祀った祠の祭神			
陰	南海玉鱗龍王 河伯 風伯 雨師 雷公 電母 海若馮夷 龍女演妃諸神	北圻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趙越王名將軍。張畔・張喝(三江神祠)</li> <li>・張畔(三江威敵神祠)</li> <li>・張喝(三江却敵神祠)</li> <li>・土令(三江神祠)</li> <li>・白鶴三岐水神(忠誠神祠)</li> <li>・沙江三岐水神(広博神祠)</li> <li>・滇江神(滇江神祠)</li> </ul>	三江公主(水神三位祠)		
		(河神廟)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・沱江最靈之神(龍水提神祠)</li> <li>・洮江最靈之神(葉夫人祠)</li> </ul>	黄河端湫夫人(水神三位祠)
		(祈風廟)				
		(龍母廟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宋揚太后及三公主(宋皇太后祠, 宋揚貴妃祠, 大乾聖娘祠, 四位聖娘祠, 芹海神祠)</li> <li>・羅援(壓浪真人祠)</li> </ul>			
		《龍女演妃諸神》				
		《海若馮夷》				
		中南圻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日昭・広布・西湖・安阜之神(威靈水神位)</li> <li>・南海広利王(広利神祠)</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海龍王神位</li> <li>・順安海口神位</li> <li>・思賢海口神位</li> <li>・河伯神位</li> </ul>	(南海龍王廟)			
		龍女演妃諸神	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海龍王之神(龍王廟)</li> <li>・南海神伯水官(祈風廟)</li> <li>・海江靈神(海靈廟)</li> </ul>			
		陽	他			